

(案)

申請書（高度再資源化事業計画）

<元号>XX年XX月XX日

環境大臣 殿

(代表) 申請者
住所 :
氏名又は名称 :
代表者の氏名 :
電話番号 :

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 11 条に規定する環境大臣の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に係る事項
(法第 11 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号)

申請者※共同申請の場合のみ記載

別添 1 のとおり

役員（申請者が法人である場合）

別添 2 のとおり

令第 2 条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな)

生 年 月 日

本籍

氏 名

役職名・呼称

住所

2. 再資源化の実施方法
(法第 11 条第 2 項第 4 号)

別紙 1 「再資源化の実施方法」 のとおり

3. 再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者
(法第 11 条第 2 項第 4 号)

別紙 2 「再生部品・再生資源の供給先一覧表」 のとおり

4. 再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標
(法第 11 条第 2 項第 4 号)

別紙 3 「指標の算出結果」 のとおり

5. その他再資源化事業の内容
(法第 11 条第 2 項第 4 号)

再資源化を実施する廃棄物の種類
(規則第 3 条第 1 号)

一般廃棄物
()
産業廃棄物
()

認定後に実施する再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量
(規則第 3 条第 1 号)

例：5,000 トン／年

※目標年度時点の予定数量を記載すること

当該申請に係る処理を行い、又は行おうとする者の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲
(規則第 3 条第 2 号)

別紙 4 「認定を受けようとする者の一覧表」 のとおり

高度再資源化事業に係る一連の行程を申請者が統括して管理する体制
(規則第 3 条第 3 号)

別紙 5－1 「処理管理体制（処理工程）」、別紙 5－2 「処理管理体制（組織及び役割）」 のとおり

トレーサビリティを確保するための仕組みの概要
(規則第 3 条第 4 号)

別紙 6 「トレーサビリティを確保するための仕組みの概要」 のとおり

(案)

6. 高度再資源化事業を実施する区域 (法第 11 条第 2 項第 5 号)		例 1 : 全国 (●●県は除く) 例 2 : ●●県、●●県、●●県、…、●●県 例 3 : ●●県▲▲市、▲▲市、●●県▲▲市	
7. 廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者の氏名又は名称及びその者が行う収集、運搬又は処分の別 (法第 11 条第 2 項第 6 号)		別紙 4 「認定を受けようとする者の一覧表」のとおり	
8. 廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設 (法第 11 条第 2 項第 7 号)	収集又は運搬の実施者 ※再委託受託者とは、第 11 条第 2 項第 6 号に規定する再委託先。 ※該当する者に○を付けること。	申請者	
	施設の一覧等	再委託受託者	
9. 廃棄物の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備 (法第 11 条第 2 項第 8 号及び第 9 号)	施設の一覧等	別紙 7 「本事業に用いる回収拠点の一覧表」のとおり	
	廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する事項	別紙 8 「本事業に用いる処分拠点の一覧表」、別紙 9 群「各処分拠点の詳細」、別紙 10 群「本事業に用いる処理施設の詳細」、別紙 11 群「本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画」のとおり	
	設置しようとする廃棄物の処分の用に供する施設において用いる設備・装置の詳細	別紙 12 群「本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細」	
10. その他省令で定める事項 (法第 11 条第 2 項第 10 号)	高度再資源化事業を開始してから当該高度再資源化事業により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しまでに通常要する期間	別紙 13 群「税制優遇を希望する導入設備・装置の一覧等」のとおり	
	高度再資源化事業において一般廃棄物処理基準又は法第十三条第四項の政令で定める基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置	別紙 1 「再資源化の実施方法」のとおり	
	当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設である場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項	別紙 14 「生活環境に係る被害を防止するための措置について」のとおり	
	廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に係る着工予定年月日及び使用開始予定年月日	別紙 10 群「本事業に用いる処理施設の詳細」のとおり	
11. 申請者の能力等の証明 (法第 11 条第 4 項第 5 号他)		別紙 12 群「本事業で新たに設置する処理施設の詳細」	
別紙 15 「誓約・保証書」の通り			
【備考】			
● 申請に際しては、登録免許税法に基づく登録免許税として●●万円を国（麹町税務署あて）に納付し、その領収書を添付すること。 ● 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、「別添●のとおり」と記載し、別添資料を添付すること。			
【担当者情報】※共同申請の場合は代表となる企業等における担当者を記載すること。			
・企業名：XXX(株) ・氏 名：XX XX ・住 所：■●県▲▲市・・・ ・所 属：■●部●●課 ・連絡先：(TEL) XX-XXXX-XXXX、(FAX) XX-XXXX-XXXX、(Mail) XXXXXXXX @ XXXXXXX.co.jp			

(案)

【別添１：共同申請における申請者の一覧】

<作成上の注意点>

※共同申請の場合のみ本紙を作成すること。

1. 個人である場合

代表 申請者※1	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍	電話番号
	氏 名		住 所	
	かんきょう たろう 環境 太郎	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX	03-XXXX-XXXX
	...	...	...	...
	...		...	
	...	...	...	...
	...		...	

※１：共同申請における代表申請者に丸を付けること。

2. 法人である場合

代表 申請者※1	(ふりがな) ※	住 所	電話番号	(ふりがな)
	名 称			代表者の氏名
	●●●●●● ●●●●●●株式会社	東京都千代田区 XXXXXXXX	03-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎
	...	...	...	...
	...	...	...	...
	...	...	...	...
	...	...	...	...

※１：共同申請における代表申請者に丸を付けること。

※２：法人の種類を表す部分も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

(案)

【別添２：役員の一覧】

＜作成上の注意点＞

※申請者に法人を複数含む場合は、構成する法人ごとに本紙を作成すること。

1. 役員が所属する法人

(ふりがな) ※ 名 称	住 所	電話番号	(ふりがな) 代表者の氏名
●●●●●●株式会社	東京都千代田区 XXXXXXXX	03-XXXX-XXXX	かんきょう たろう 環境 太郎

※法人の種類を表す部分も含め履歴事項全部証明書のとおり記載すること。

2. 役員の一覧

(ふりがな) 氏 名	役職名	生 年 月 日	本 籍 住 所
かんきょう たろう 環境 太郎	代表取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX
かんきょう じろう 環境 次郎	取締役	昭和 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX
かんきょう さぶろう 環境 三郎	監査役	平成 XX 年 XX 月 XX 日	東京都千代田区 XXXXXXXX 東京都千代田区 XXXXXXXX
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

(案)

【別添3：添付資料一覧】

申請者の区分	個人	
	法人	
廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設の設置の有無	あり	
	なし	

※該当する項目に「○」を付けること

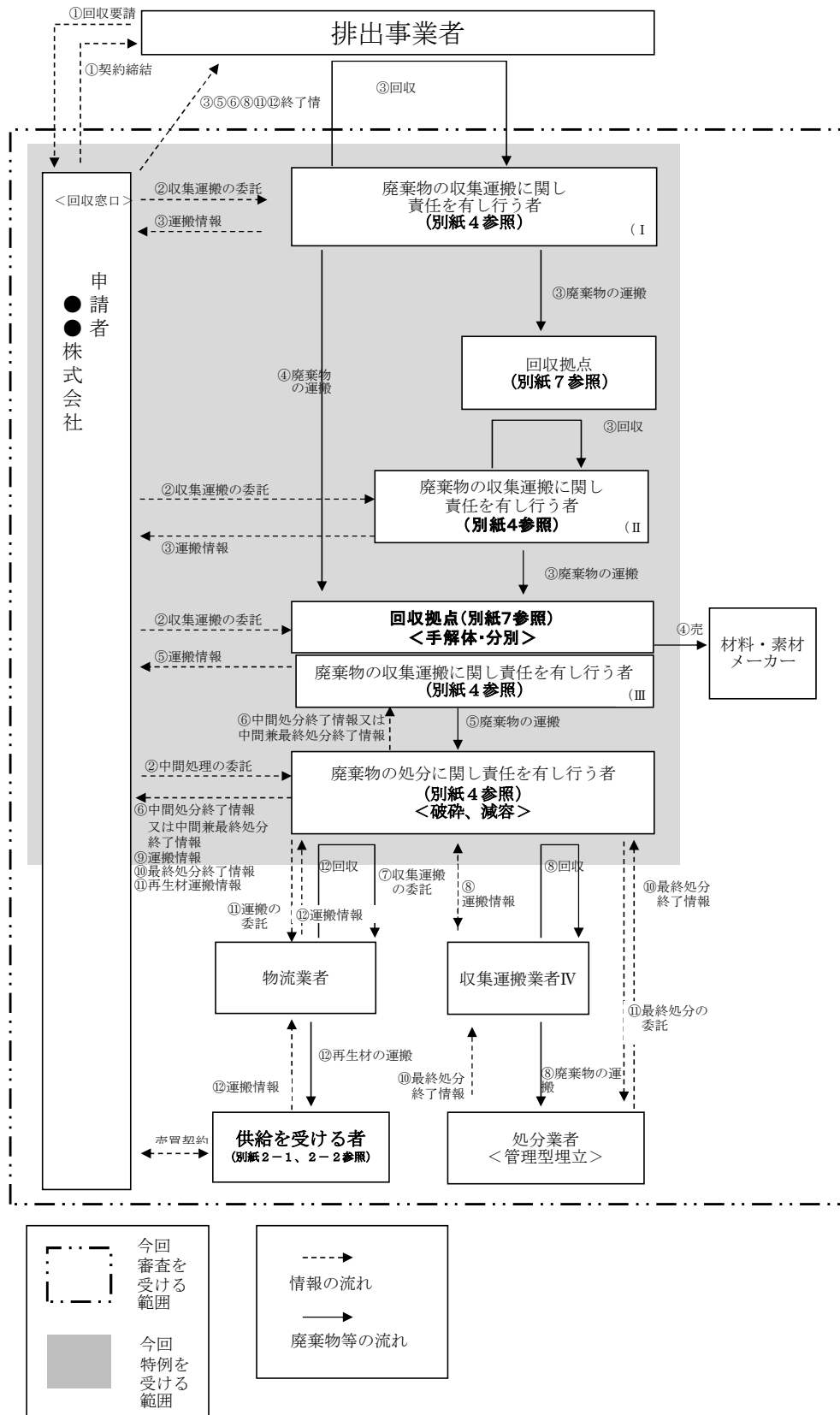
添付資料	資料番号	書面の有無
1. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面 (規則第2条第1号)	添付1	
2. (申請者が法人である場合) 定款及び登記事項証明書 (規則第2条第2号)	添付2	
3. (申請者が個人である場合) 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。） (規則第2条第3号)	添付3	
4. 申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が規則第九条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類 (規則第2条第4号)	添付4	
5. 法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類 (規則第2条第5号)	添付5	
6. 申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあつては、当該者を含む。）が法第十一条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類 (規則第2条第6号)	添付6	
7. 当該申請に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設が規則第九条第二号イ及びロに掲げる基準に適合することを説明する書類 (規則第2条第7号)	添付7	
8. 当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が規則第九条第三号イ、ロ及びニ並びに第十條各項に掲げる基準に適合することを説明する書類 (規則第2条第8号)	添付8	
9. 当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあつては、当該許可を受けていることを証する書類 (規則第2条第9号)	添付9	
10. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図 (規則第2条第10号イ)	添付10	
11. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類 (規則第2条第10号ロ)	添付11	
12. 再資源化により得られる再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して供給されると見込まれることを確認できる書類の写し (規則第2条第11号)	添付12	
13. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類 (法第11条第3項)	添付13	
14. (廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合) 当該廃棄物処理施設に関する法第十一条第二項第九号ニに掲げる計画が規則第十条で定める技術上の基準に適合していることを示す書類 (規則第2条第8項)	添付14	

※添付した項目に「○」を付けること

再資源化の実施方法

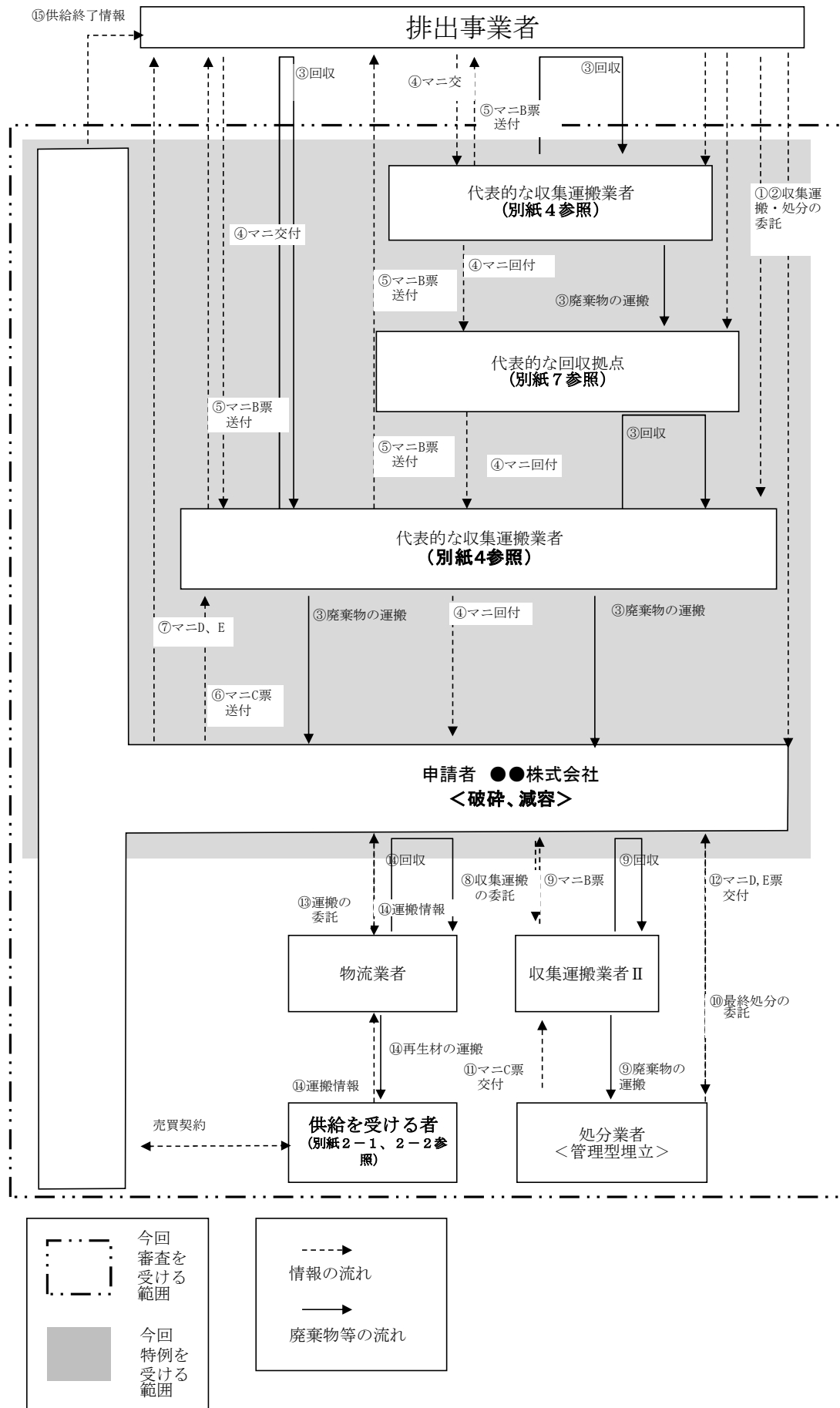
1. 処理フロー図

(例 1 : 廃棄物処理法に基づく許認可を既に保有する処分事業者への再委託を前提とした処理体制を敷く場合)



(案)

(例2：申請者が自ら保有する処分業許可の活用を前提とした処理体制を敷く場合)



(案)

2. 再生部品又は再生資源の供給までに通常要する期間

1	本事業で対象とする廃棄物等を収集してから法第 11 条第 2 項第 8 号に規定する施設に搬入されるまでに要する期間	XX 日
2	法第 11 条第 2 項第 8 号に規定する施設に搬入されてから再生部品又は再生資源に加工されるまでに要する期間	XX 日
3	再生部品又は再生資源に加工されてから法第 11 条第 2 項第 4 号に規定する者に供給されるまでに要する期間	XX 日
4	上記 1 ～ 3 の期間の総和	XX 日
(総和が 45 日を超過する場合は当該事由について記載すること)		

3. 地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組

(自由記述)

例)

- 再委託先として地元の収集運搬業者を採用する
- 従業員として地域住民を雇用する
- 企業版ふるさと納税を実施する
- 児童・生徒等の地域住民を対象とした環境学習会の開催

など

(案)

4. 廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組

<作成上の注意点>

※廃棄物処理施設を設置する場合のみ記載すること。

※地域との理解醸成にむけた取組を記載すること

実施の内容	(自由記述) 例) ● 周辺住民と対象とした説明会の実施 ● 周辺家屋への戸別訪問及び事業の説明 ● 周辺地域で実施される会合での説明の実施 ● 工業専用地域での事業であり、周囲に住家がないことを確認したうえで、説明会の実施を見送った など
当該実施内容が調和の確保に向けた取組として適切だと判断した理由	(自由記述)

(案)

5. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

<作成上の注意点>

※高度化法で事業拡大をする場合のみ記載すること。

※申請者に係る内容のみを記述し、再委託受託者の内容は含めないこと。

※財務状況に応じて、添付4にて追加書類を求める場合がある。

施設の設置及び維持管理等に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	X,XXX,XXX 円	
土 地	XXX,XXX 円	
事 務 所	XXX,XXX 円	
処 理 施 設	XXX,XXX 円	
保 管 施 設	XXX,XXX 円	
調 達 方 法	自己資金	XX,XXX 円
	借入金	XXX,XXX 円
	(借入先名)	■ ■ 銀行
		● ● 銀行
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

(案)

(別紙1・補足資料)計画の概要

申請者	氏名又は名称	●●●●株式会社						
	住所	■●県▲▲市××××町・・・						
事業内容	事業を実施する区域	■●県、●●県、▲▲県						
	計画で取り扱う廃棄物の種類と性状	一般廃棄物（ ）、産業廃棄物（ ）						
	廃棄物の排出元の業種	●●業						
	処分拠点の名称及び住所	●●●●株式会社	■●県▲▲市××××町・・・					
		・・・	・・・					
	再資源化により得られる再生材の種類	例：自動車用内装材に使用される再生プラスチックペレット						
	再生部品又は再生資源の供給を受ける者	●●●●株式会社	■●県▲▲市××××町・・・					
	再資源化事業の実施の効率化の程度を示す指標等							
		令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度
		計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値	事業目標年度
再生材供給量 [トン]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	
廃棄物の処分量 [トン]	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	
指標	①温室効果ガスの削減効果	XX %	XX %	XX %	XX %	XX %	XX %	XX %
	②資源循環効果	XX %	XX %	XX %	XX %	XX %	XX %	XX %
事業及び処理プロセスの概要	(自由記述)							

再生部品・再生資源の供給先一覧表（代表的な供給先）

No.	供給先に係る情報		概要							
1	氏名又は名称		(株)XXXX							
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX							
	供給先事業所の住所		■■県▲▲市・・・							
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック							
		利用用途	自動車用内装材							
		年間供給量 [トン] ※供給開始年 (20XX 年)								
			令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	備考
			(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度	
XX	XX		XX	XX	XX	XX	XX			
…	氏名又は名称		(株)XXXX							
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX							
	住所		■■県▲▲市・・・							
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック							
		利用用途	自動車用内装材							
		年間供給量 [トン] ※供給開始年 (20XX 年)								
			令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	備考
			(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度	
XX	XX		XX	XX	XX	XX	XX			

※認定後に別紙 2 - 1 に記載されている代表的な供給先の変更する場合は、法第 12 条第 1 項に規定する変更認定が必要。

再生部品・再生資源の供給先一覧表（その他の供給先）

No.	供給先に係る情報		概要
1	氏名又は名称		(株)XXXX
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック
		利用用途	自動車用内装材
2	氏名又は名称		XXXX(株)
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック
		利用用途	自動車用内装材
3	氏名又は名称		XXXX(株)
	法人番号		XXXXXXXXXXXXXX
	供給の見込み	供給対象物	再生プラスチック
		利用用途	家電筐体用
4	氏名又は名称		…
	法人番号		…
	供給の見込み	供給対象物	…
		利用用途	…
…	氏名又は名称		…
	法人番号		…
	供給の見込み	供給対象物	…
		利用用途	…

指標の算出結果

		事業シナリオ							基準 シナリオ	備考
		令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度	令和 X 年度		
		(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	(計画値)	事業目標年度		
温室効果ガスの削減効果	温室効果ガス排出量 [kgCO ₂ e/トン]	7,000	(任意記入)	(任意記入)	(任意記入)	(任意記入)	(任意記入)	5,000	7,000	
	基準シナリオ との比較※	—	—	—	—	—	—	28.6% 減少		
資源循環効果	再生材供給量 [トン]	0	1,200	4,000	10,000	13,000	19,000	25,000		
	廃棄物の処分量 [トン]	0	5,000	15,000	30,000	35,000	40,000	50,000		
	資源循環効果 [%]	—	24.0%	26.7%	33.3%	37.1%	47.5%	50.0%	20.0%	
	基準シナリオとの 比較※	—	4.0 pt 増加	6.7 pt 増加	13.3 pt 増加	17.1 pt 増加	27.5 pt 増加	30.0 pt 増加		
操業に関する備考		事業所建設	第 4 四半期か ら稼働予定					指標として扱 う		

※（計画値）については、事業目標年度までに向けた参考値

※各数値の根拠については添付 5 参照

認定を受けようとする者の一覧表

1. 廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者

No.	申請者・ 再委託受託者 の別	氏名又は名称	法人番号	住所
1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXX	■■県▲▲市・・・
2	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXXXX	■■県▲▲市・・・
3	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXXXX	■■県▲▲市・・・

2. 廃棄物の処分に関し責任を有し行う者

No.	申請者・ 再委託受託者 の別	氏名又は名称	法人番号	住所
1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXXXX	■■県▲▲市・・・
2	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXXXX	■■県▲▲市・・・
3	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXXXX	■■県▲▲市・・・

(案)

3. 規則第4条第2項に規定する措置(再委託受託者の追加に係る措置)

措置の有無	あ り ・ な し
具体的な措置の内容	(自由記述) 例) - 最新の再委託受託者リストが掲載されている HP のアドレスを環境省と共有する - 最新の再委託受託者リストを管理しているシステムの閲覧者 ID を環境省に付与する - 再委託受託者のリストを更新した後、直ちに（少なくとも当日中に）そのリストを環境省にメールで共有する

処理管理体制（処理行程）

<作成上の注意点>

※申請者からの再委託ではなく、排出事業者が廃棄物処理法に基づく収集運搬の許認可を有する事業者に対して委託を行う場合は、当該事業者の管理体制の作成は省略可

<記載例>

- ① 排出事業者が当社に廃棄物の処理を委託しようとした際、当社は排出事業者と××の廃材、残材及び流通不良品の収集運搬及び処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法行令（以下「施行令」という。）第6条の2の委託基準に従い委託契約を締結する。その際、委託を受けて処理を行う者との再委託契約に関する承諾も行う。排出事業者は上記の回収すべき廃棄物が発生した場合は、電子メールで当社情報センターに直接回収要請をする。
- ② 当社情報センターが回収要請を受けた場合、再委託契約を締結した収集又は運搬に関し責任を有し行う者（以下「収集運搬業者」という。別紙4参照）に引き取りの指示を行うとともに、再委託契約を締結した処分に関し責任を有し行う者（以下「処分業者」という。別紙4参照）に処分の指示を行う。その際、廃棄物の処理の確認方法については廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を活用する。
- ③ 収集運搬業者（Ⅰ）は、排出事業者のもとに赴き廃棄物を引き取り、管理票に排出事業者の確認等を受け、自らの受領確認の署名等を付した後、排出事業者へ管理票の控え（a 票）を渡し、回収拠点（□□運送。別紙7参照）へ運搬する。当社は、回収拠点において管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅰ）に2部（b 1 票及び b 2 票）渡す。収集運搬業者（Ⅰ）は管理票の控えの1部（b 2 票）を当社情報センターに送付し、1部（b 1 票）は自社で保管する。当社情報センターは、収集運搬業者（Ⅰ）から送付を受けた管理票の控え（b 2 票）の写しを排出事業者へ送付し、回収拠点への搬入終了を通知する。なお、一部は中継拠点となる回収拠点を通過する。この場合、回収された廃棄物が一定量に達するか一定期間経過したとき、収集運搬業者（Ⅱ）が当該廃棄物を上述の回収拠点（□□運送。別紙7参照）へ運搬する。XXX
- ④ 搬入された廃棄物は、分別・手解体センター（別紙7参照）で分別・手解体を行い、後段の工程で使わない■は製品等の原料として材料・素材メーカーに売却する。
- ⑤ 回収された廃棄物が一定量に達するか一定期間経過したとき、収集運搬業者（Ⅲ）は当該廃棄物を処理拠点（●●●センターなど。別紙8-1参照）まで運搬する。処理拠点では管理票の排出事業者の確認、収集運搬業者（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）、回収拠点の受領確認の署名等を確認するとともに、搬入された廃棄物の確認を行い、受領確認の署名等を付し、管理票の控えを収集運搬業者（Ⅲ）に2部（b 3 票及び b 4 票）渡す。収集運搬業者（Ⅲ）は管理票の控えの1部（b 4 票）を処理拠点に渡し、1部（b 3 票）は自社で保管する。処理拠点では管理票の控え（b 4 票）の写しを当社情報センターへ送付する。

(案)

※独自の廃棄物管理票を使用する場合当社情報センターは、処理拠点から送付を受けた管理票の控え（b 4 票）の写しの写しをとり、排出事業者へ送付し、処理拠点への搬入終了を通知する。

- ⑥ 搬入された廃棄物は、処分業者の処理施設で破碎及び圧縮する。処分業者の処理施設での処分が終了した際、処分業者は管理票に処分終了年月日等を付し、収集運搬業者（Ⅲ）及び当社情報センターへ管理票の控えを 1 部ずつ（c 2 票及び d 票）送付し、それぞれ保管する。処分業者は管理票の控え（c 1 票及び e 票）を保管する。当社情報センターは、処分業者から送付を受けた管理票の控え（d 票）の写しを排出事業者へ送付し、中間処理が終了したことを通知する。
- ⑦ 処分業者の処理施設での処理に伴い廃棄物（残渣物）が発生する場合、処分業者は当該廃棄物の排出事業者（以下「処分事業者」という。）として収集運搬について、収集運搬業者と施行令第 6 条の 2 の委託基準に従い産業廃棄物処理委託契約を結び、処理を委託する。

処理管理体制（組織及び役割）

<作成上の注意点>

※申請者からの再委託ではなく、排出事業者が廃棄物処理法に基づく収集運搬の許認可を有する事業者に対して委託を行う場合は、当該事業者の管理体制の作成は省略可

<記載例>

組 織 図	役 割
	○総括、年度報告 ○委託事業社との契約書の締結 ○製品の販売、回収体制の周知・管理 ○電話などでの回収受付 ○トラブル対応 ○再生利用・再生資源化義務 ○再使用部品の利用 ○附帯義務 ○入金、出金代行 ○管理票保管・発行 ○廃棄物の収集運搬・回収 ○再生利用・再資源化業務 ○手分解・分別・破碎等

(案)

別紙 6

トレーサビリティを確保するための仕組みの概要

(自由様式)

※本編 P.14、15 を踏まえて記載すること

本事業に用いる回収拠点の一覧表

＜作成上の注意点＞

※「回収拠点」とは、廃棄物の収集又は運搬を行う事業所を指す。

※「回収拠点 No.」は別紙 3 で記載した「廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者」の No.を親番号とし、それぞれの者の回収拠点ごとに子番号を付けること。

回収拠点 No.	申請者・ 再委託受託者 の別	氏名又は名称	法人番号	回収拠点の名称及び所在地
1 — 1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	XXX センター (■■県▲▲市・・・)
1 — 2	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	XXX センター (■■県▲▲市・・・)
2 — 1	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)
3 — 1	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	下記 URL に掲載された全ての店舗 http://...

処分拠点の一覧表

＜作成上の注意点＞

※「処分拠点」とは、処理施設が1つ以上存在する申請者及び再委託受託者の事業所を指す。

※処分拠点には手解体・分別を行う拠点を含む。

※「処分拠点 No.」は別紙3で記載した「廃棄物の処分に関し責任を有し行う者」のNo.を親番号とし、それぞれの者の処分拠点ごとに子番号を付けること。

【高度再資源化事業計画の認定範囲】

処分拠点 No.	申請者・ 再委託受託者 の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の名称及び所在地	処理内容
1 - 1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 第一工場 (■■県▲▲市・・・)	
1 - 2	同上	同上	同上	XXX 事業所 第二工場 (■■県▲▲市・・・)	
2 - 1	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)	
3 - 1	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)	

(案)

【高度再資源化事業計画の認定範囲外】

処分拠点 No.	申請者・ 再委託受託者 の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の名称及び所在地	処理内容
1 - 1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 第一工場 (■■県▲▲市・・・)	
1 - 2	同上	同上	同上	XXX 事業所 第二工場 (■■県▲▲市・・・)	
2 - 1	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)	
3 - 1	再委託受託者	XXXX(株)	XXXXXXXXXXXXXX	XXX 事業所 (■■県▲▲市・・・)	

各処分拠点の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 8 【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに作成すること。

※別紙番号は、下記 1.の「処分拠点 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙 9－親－子」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	申請者・ 再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地（若しくは場所）	電話番号
1 － 1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	<新設工事を実施しない場合> ■■県▲▲市・・・ <新設工事を実施する場合> 5.参照	XX-XXXX-XXXX

2. 計画地周辺の状況

排水の状況					その他
排 水 の 状 況	公共下水道	公共用水域※	地下浸透	無	
	※公共用水域の場合 水路名（				

※排水の状況については、該当するものに○をつけること。

(案)

3. 上記処分拠点における工程図

<作成上の注意点>

※各拠点において搬入（処理対象の廃棄物等や中間品など）から搬出（中間品や処理残渣など）に至るまでに存在する全ての工程を記載すること。

（自由記述）

(案)

4. 本処分拠点に含まれる保管施設の概要

＜作成上の注意点＞

※申請者が自ら設置する施設のみ記載すること

※「保管施設 No.」は1. に記載した「処理施設 No.」を親番号及び子番号とし、それぞれの保管施設ごとに孫番号を付けること。

保管施設 No.	保管する廃棄物の種類	処理前及び 処理後の別	保管面積	保管高さ※	設置場所の別（屋内又は屋外）	
					屋外保管を伴う場合の対応方針	
1 - 1 - 1	廃プラスチック類	処理前	XX m2	XX m	屋外	プラスチックドラムを用いて保管
1 - 1 - 2	廃プラスチック類	処理後	XX m2	XX m	屋内	—
1 - 1 - 3						
...						
...						

※産業廃棄物の保管の高さについては、規則第 27 条を予め確認すること。

5. 事業地の状況

登記簿上の所在地	地番	地目	一部利用※1の該当	所有者※2
■■県▲▲市・・・	XXXX 番 XX	宅地	非該当	XXXX(株)
■■県▲▲市・・・	XXXX 番 XX	宅地	非該当	XX XX
■■県▲▲市・・・	XXXX 番 XX	雑種地	該当	XX XX

※1 該当筆の全ての敷地ではなく、一部のみを使用する場合に該当します。一部利用の際は控除面積を明らかにする図面を添付すること。

※2 申請者が所有権を有しない場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。

（申請時に所有権等を有しない場合は、事業開始前に報告徴収等により権利を有している状態であるか確認する）

本事業に用いる処理施設の詳細

＜作成上の注意点＞

※本紙は別紙 8【高度再資源化事業計画の認定範囲】に記した処分拠点ごとに情報を網羅すること。

※「処理施設 No.」は別紙 8 で記載した「処分拠点 No.」（1・1 などの親番号及び子番号）に加えて、処分拠点に含まれる施設ごとに孫番号を付けること。

※別紙番号は、下記 1.の「処分拠点 No.」の親番号・子番号を用いて、「別紙 10－親－子」となるように採番すること。

1. 処分拠点の概要

処分拠点 No.	申請者・ 再委託受託者の別	氏名又は名称	法人番号	処分拠点の所在地（若しくは場所）	電話番号
1－1	申請者	(株)XXXX	XXXXXXXXXXXXXX	＜新設工事を実施しない場合＞ ■県▲▲市・・・ ＜新設工事を実施する場合＞ 別添●参照	XX-XXXX-XXXX

2. 処理施設の一覧・詳細

処理施設 No.	所有権 (予定を含む) ※ 1、2	処理施設の場所	新たに 設置する 施設への 該当性 ※ 3	処理施設 の種類 ※ 4	処理する 廃棄物の 種類 ※ 5	処理方法	処理能力	型番	処理方式	搬入から 搬出までの 時間	廃棄物処理施設への 該当性		取得済の許可番号		
											該当	施設種類	処分業（11 桁）	施設設置	処分業 許可証 への 記載有無
	申請者	■県▲▲市・・・ XXX-XX	非該当 (既設)	XXX 施設	廃プラスチック類	破碎	40 トン／日 (8 時間)	XXXX-XX	1 軸破碎	XX：XX ～XX：XX	該当	産業廃棄物 処理施設	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXX XXXX	あり
	XXX(株) (申請者の 子会社)	■県▲▲市・・・ XXX-XX	非該当 (既設)	XXX 施設	廃プラスチック類	XXX	4 トン／日 (8 時間)	XXXX-XX	2 軸破碎	XX：XX ～XX：XX	非該当	—	なし	なし	なし
	申請者	■県▲▲市・・・ XXX-XX	該当 (新設工 事有り)	XXX 施設	廃プラスチック類	XXX	60 トン／日 (8 時間)	XXXX-XX	4 軸破碎	XX：XX ～XX：XX	該当	産業廃棄物 処理施設	XXXXXXXXXXXX	—	なし
	申請者	■県▲▲市・・・ XXX-XX	該当 (新設工 事無し)	XXX 施設	廃プラスチック類	XXX	XXX	XXXX-XX	2 軸破碎	XX：XX ～XX：XX	該当	産業廃棄物 処理施設	XXXXXXXXXXXX	—	なし

※ 1：施設等の所有権が他者の場合は、使用する権利を有することを証する書類を添付すること。

※ 2：新たに設置する施設については、所有権（又は使用权）を該当事業者が有するかを、事業の進捗に応じて立入検査等で確認する。

※ 3：新たに設置する廃棄物処理施設については別紙 11－X も作成すること。

※ 4：施設の場合は、具体的に施設名（焼却炉、破碎施設、中和施設、脱水施設等）を記載すること。

処理施設の「能力」の数値は、小数点以下 1 桁まで表記することとし、小数点以下 1 桁未満の数値は切り上げて記載すること。

※ 5：処理する一般廃棄物及び産業廃棄物の種類を具体的に記載すること。

本事業に用いる廃棄物処理施設における維持管理の計画

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 10－X の「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 11－親－子－孫」となるように採番すること。

処理施設 No.		1-1-1			
設置者の概要	氏名又は名称	(株)XXXX			
	法人番号	XXXXXXXXXXXXXX			
	申請者・再委託受託者の別	申請者			
施設の概要	施設名	XXX 施設			
	処理施設の場所	■■県▲▲市・・・ XXX-XX			
	処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設			
	処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類			
	処理能力	m3／日（ ）時間 t／日（ ）時間 m3／時間 t／時間			
維持管理の計画	排ガスの性状		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	ばいじん [g/Nm3]				
	硫黄酸化物 [Nm3/h]				
	窒素酸化物 [cm3/Nm3]				
	塩化水素 [mg/Nm3]				
	ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm3]				
	水銀 [μg/Nm3]				
	放流水の水質		設計計算値	維持管理基準値	測定頻度
	水素イオン濃度 [pH]				
	生物化学的酸素要求量(BOD) [mg/L]				
	化学的酸素要求量(COD) [mg/L]				
	浮遊物質(SS) [mg/L]				
	その他※				
	騒音				
	進藤				
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項				
	その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項				

※：騒音・振動について、稼働時間帯で維持管理基準値等が変動する場合は、時間帯別に記載すること。

本事業で新たに設置する廃棄物処理施設の詳細

<作成上の注意点>

※本紙は別紙 10-X の「新たに設置する施設への該当性」で「該当」かつ、「廃棄物処理施設への該当性」で「該当」と記載した廃棄物処理施設がある場合、当該施設ごとに作成すること。

※申請者が設置する施設に限られ、再委託受託者が設置する場合は対象外である。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 12-親-子-孫」となるように採番すること。

処理施設 No.	1-1-3		
設置者の概要	氏名又は名称	(株)XXXX	
	法人番号	XXXXXXXXXXXXXX	
	申請者・再委託受託者の別	申請者	
施設の概要	施設名	XXX 施設	
	処理施設の場所	■■県▲▲市・・・ XXX-XX	
	処理施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設	
	処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	処理能力	m3/日 () 時間 t/日 () 時間 m3/時間 t/時間	
	着工予定年月日	20XX 年 XX 月 XX 日	
	使用開始年月日	20XX 年 XX 月 XX 日	
位置、構造等の 設置に関する 計画に係る事項	処理施設の位置		
	処理施設の処理方法		
	処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる 排ガスの量及び処理 方法	排ガスの量	
		排ガスの処理方法	
		煙突の状況	煙突の数 本 煙突の高さ m
		煙突の位置	
	処理に伴い生ずる 排水の量及び処理 方法	排水の量	
		排水の処理方法	
		放流口の位置	
		放流先の概要	
	設計計算上達成する ことができる排 ガスの性状、放流 水の水質その他の 生活環境への負荷 に関する数値	排ガスの性状	
		放流水の水質	
		その他	
	その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

廃棄物処理施設を設置する場合の導入予定設備・装置の一覧等

<作成上の注意点>

※本紙は、申請者が本認定申請に係る廃棄物処理施設を新たに設置する場合に提出を必要とし、廃棄物処理施設を設置しない場合、又は、再委託受託者が設置する場合は作成不要である。

※記載内容は、別紙 12－X「本事業で新たに設置する処理施設の詳細」や添付 1「当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面」、添付 10「当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図」と整合させること。

※別紙番号は、下表「処理施設 No.」の親番号・子番号・孫番号を用いて、「別紙 13－親－子－孫」となるように採番すること。

処理施設 No.		1-1-3	施設名※1	XXX 施設		
施設所有者の 氏名又は名称		(株)XXXX	処理施設の場所	■■県▲▲市・・・ XXX-XX		
処理施設の種類※2		廃プラスチック類の破碎施設		処理能力	XX トン／日	
設備 No.	設備の種類※3	メーカー・型番	数量	設置形態		
				新設、又は増設	既設	
①	選別装置（磁力選別機）	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
②	選別装置（光学選別機）	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
③	破碎装置	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
④	選別装置（風力選別機）	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑤	破碎装置	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑥	選別装置（磁力選別機）	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑦	熔融装置・押込装置	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑧	計測器（赤外線分析装置）	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑨	搬送装置	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑩	集塵装置	(株)XX、XX-XX	XX 台	○		
⑪	配管	(株)XX、○○m ダクト配管	XX 本	○		
…	…	…	…	…		

※1：対象設備が複数の施設にまたがる場合は施設ごとに本紙を作成すること。

※2：廃棄物処理法に基づいて判断した場合に該当する施設の種類を記載すること。施設の定義・分類については、一般廃棄物を扱う場合は廃棄物処理法施行令第 5 条、産業廃棄物を扱う場合は廃棄物処理法施行令第 7 条を参照すること。（参考：<https://laws.e-gov.go.jp/law/346CO0000000300/>）

※3：設備の種類は下記の設備名を用いること。その詳細について括弧書きで補足すること。

焼却装置、熔融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜（りゅう）装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（熔融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備（ボイラー、温水発生器、蓄熱式熱交換器、選別装置、梱包装置、乾燥装置、発酵槽又は反応槽（再生利用の用に供するものに限る。）を有するものに限る。）

生活環境に係る被害を防止するための措置について

【 氏名又は名称 】は、本申請に係る処理の工程において、一般廃棄物処理基準又は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第 13 条第 4 項の政令で定める基準に適合しない処理が行われ、生活環境に係る被害を防止する必要がある場合には、当該不適正な処理を行った者に対して支障の除去等の必要な措置を行うよう指導するとともに、仮に不適正な処理を行った者が支障の除去等の必要な措置を講じない場合は、これらの者に代わり遅滞なく支障の除去等の必要な措置を講じます。

住所 :

氏名又は名称 :

代表者の氏名 : (申請者が法人の場合に記入)

(案)

別紙 15

誓約・保証書

【 氏名又は名称 】は、申請にあたり、下記を誓約・保証します。

1. 申請者が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）第十一条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないこと。
2. 申請者が資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第九条第一号イ及びロに適合すること。
3. 当該申請に係る法第十一条第二項第七号に掲げる施設が規則第九条第二号イ及びロに適合すること。
4. 当該申請に係る法第十一条第二項第八号に規定する施設が規則第九条第三号イ、ロ及びニに適合すること。
5. 当該申請に係る法第十一条第二項第九号ニに掲げる計画が規則第十条各項で定める技術上の基準に適合していること。
6. 当該申請に関する法第十一条第二項第九号ニ及びホに掲げる計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則第十一条で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
7. 申請者の能力が、当該申請に係る法第十一条第二項第九号ニ及びホに掲げる計画に従って当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則第十二条各号で定める基準に適合するものであること。
8. 上記のいずれかを満たさなくなった場合は、その旨を環境大臣に遅滞なく報告すること。

住所 :

氏名又は名称 :

代表者の氏名 : (申請者が法人の場合に記入)